

平成30年8月22日判決言渡

平成29年（行ケ）第10224号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成30年7月18日

判 決

原 告 株式会社ルイファン・ジャパン

同訴訟代理人弁理士 白 坂 一
横 山 裕 英
市 川 奈 月

被 告 特 許 庁 長 官
同 指 定 代 理 人 中 田 善 邦
島 田 信 一
和 田 雄 二
樋 口 宗 彦
板 谷 玲 子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が不服2016-10124号事件について平成29年10月23日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟

である。争点は、進歩性の判断の当否である。

1 特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「棒状ライト」とする発明につき、平成27年10月30日に特許出願した（特願2015-213999号。平成24年5月29日〔以下「本件原出願日」という。〕に出願された特願2012-122301号の一部を分割出願した特願2012-267879号の一部を分割出願したもの。甲4の1）が、平成28年3月29日付けで拒絶査定を受けた（甲14）。

原告は、同年7月5日、拒絶査定不服審判請求をし（不服2016-10124号。甲15の1）、その後、平成29年8月28日付けで手続補正をした（以下「本件補正」という。甲4の2）。

特許庁は、同年10月23日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同審決謄本は、同年11月7日、原告に送達された。

2 本願発明の要旨

本件補正後の請求項1に係る発明（以下「本願発明」という。）は、以下のとおりである（甲4の2）。

「筒状の胴体部と、
前記胴体部の内部に位置し、発光する発光部と、
前記胴体部の前端に設けられるヘッド部と、
前記胴体部と連結し、手でつかむための保持部と、
前記保持部の内部に設けられ、前記発光部に動力を供給する電源部と、
前記保持部の内部に設けられ、前記発光部の発光条件を制御する制御部と、
前記保持部の外部に設けられ、前記制御部に対して、前記発光条件の切り替え指示を与えるスイッチ部とを有し、
前記胴体部は、前記保持部に差し込まれることで前記保持部に連結し、
前記発光部は、前記胴体部の、前記保持部に差し込まれた部分に位置し、
前記発光部は、白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって、発光ダ

イオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とし、

前記制御部は、前記スイッチ部が押される回数に応じて前記各発光体の照度を切り替え可能である棒状ライト。」

3 審決の理由の要点

(1) 引用発明の認定

本件原出願日前に日本国内において販売された原告製の「キングブレード・マックス（発光部サイズ：φ30mm×H150mm，全長250mm），JANコード：4562342920072」（以下「本件引用商品」という。）においては、次の発明（以下「引用発明」という。）が実施されているものと認められる。

「筒状の胴体部と、

前記胴体部の内部に位置し、発光する発光部と、

前記胴体部の前端に設けられ、前記発光部が発する光を遮蔽するヘッド部と、

前記胴体部と連結し、側面に孔部を備える手でつかむための保持部と、

前記保持部の内部に設けられ、前記発光部に動力を供給する電源部と、

前記保持部の内部にあって、前記孔部に隣り合うように設けられた、前記発光部が発する熱を散熱する散熱部とを有し、

前記胴体部は、前記保持部に差し込まれることで前記保持部に連結し、

前記発光部は、前記胴体部の、前記保持部に差し込まれた部分に位置する棒状ライト、であって、

(ア) 胴体部は透明な筒状の合成樹脂で構成され、その内部に筒状に丸められたオレンジ色のフィルムが挿入されている、

(イ) 胴体部と保持部とは別体で構成され、これらは螺合結合により着脱自在になっており分離・結合が可能である、

(ウ) 発光部の発光条件を制御する制御基板が設けられ、制御基板は保持部内に設置されており、スイッチの操作で種々の発光条件を異ならせて発光させている、

(エ) ストラップを装着するための突起部が保持部に形成されている，
(オ) 胴体部のヘッド部側の端部は塞がれており，その内部側に蓋状物が設けられている，
(カ) 発光部の発光条件の切り替えを指示するスイッチが保持部の底部に設けられ，スイッチの押圧操作で種々の発光条件を異ならせて発光させている，
棒状ライト。」

(2) 本願発明と引用発明との対比

(一致点)

「筒状の胴体部と，
前記胴体部の内部に位置し，発光する発光部と，
前記胴体部の前端に設けられるヘッド部と，
前記胴体部と連結し，手でつかむための保持部と，
前記保持部の内部に設けられ，前記発光部に動力を供給する電源部と，
前記保持部の内部に設けられ，前記発光部の発光条件を制御する制御部と，
前記保持部の外部に設けられ，前記制御部に対して，前記発光条件の切り替え指示を与えるスイッチ部とを有し，
前記胴体部は，前記保持部に差し込まれることで前記保持部に連結し，
前記発光部は，前記胴体部の，前記保持部に差し込まれた部分に位置し，
前記制御部は，前記スイッチ部が押されることで発光部の発光条件を切り替え可能である棒状ライト。」

(相違点1)

本願発明は，「前記発光部は，白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって，発光ダイオードである発光体を用いて，各発光体が複数の発光色に発光することを可能とし」たものであるのに対して，引用発明は，発光部がそのように特定されていない点。

(相違点2)

本願発明は、制御部は前記スイッチ部が押される回数に応じて前記各発光体の照度を切り替え可能であるのに対して、引用発明は、制御基板がスイッチの操作で発光部の発光条件を異ならせるものの、発光条件の内容が明らかでない点。

(3) 相違点についての判断

ア 相違点1について

特開2000-90702号公報(甲2。以下「甲2文献」という。)には、「光源部30を赤色発光ダイオード30R、緑色発光ダイオード30G及び青色発光ダイオード30Bの3つの発光ダイオードから構成する」【0014】、「色切換えスイッチ11が押圧される毎にカウンタの値を1つ加算し、カウンタの値に対応するデータをメモリ44から呼び出し、このデータに基づいてCPU42はドライバ45R、45G、45Bを制御し、各発光ダイオードの点灯を制御し、カウンタの値に対応する発光色を得ること」(【0016】)との記載があり、各発光ダイオードが点灯を制御され複数の発光色が得られるから、甲2文献に記載された事項と相違点1とは、「発光部は、発光ダイオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とし」たものである限りにおいて一致する。

そして、赤色、緑色、青色等の有色の発光ダイオードと、白色の発光ダイオードとを組み合わせ、各色単独であるいは白色単独で発光させることは、例えば、登録実用新案第3087329号公報(甲3-1。以下「甲3-1文献」という。)、特開2001-101901号公報(甲3-2。以下「甲3-2文献」という。)に記載されているように、本件原出願日前の周知の事項といえる。

引用発明は、コンサート等のイベントで使用されるものと認められ、その用途に鑑みると、多彩な発光色で発光させることは当業者が容易に想起しうることであり、同様の用途のための技術事項である甲2文献に記載された事項を適用する動機付けは十分にあるといえ、また、甲2文献に記載された事項においては、各色ごとの発光に加え白色に発光させるものでもあるので、発光体又はパッケージングされた発光ダイオードとして白色のものを加えることは、上記の周知の事項に基づいて当業

者が適宜になし得ることといえる。

したがって、引用発明を、相違点1に係る本願発明の構成のようにすることは、甲2文献に記載された事項及び周知の事項に基づき当業者が容易に想到し得たものといえる。

イ 相違点2について

甲2文献の「色切換えスイッチ11」は、本願発明の「スイッチ部」に相当し、甲2文献の「CPU42が、色切換えスイッチ11の押圧回数をカウントした値に応じて、各発光ダイオードの点灯を制御し、カウンタの値に対応する発光色及び照度を得る」ことは、本願発明の「制御部は、スイッチ部が押される回数に応じて各発光体の照度を切り替え可能である」ことに相当する。

したがって、甲2文献には、相違点2に係る本願発明の構成が存在する。

そして、前記アのとおり、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用する動機付けは十分にあるから、引用発明の発光部に、甲2文献の光源部30に関する事項及び前記アの周知の白色の発光ダイオードを加えるとの事項を適用した際に、併せてそれらの制御に関する事項である甲2文献に記載された色切り替えスイッチ11による各発光ダイオードの点灯制御に関する事項を適用することは、当業者が容易に想到し得ることといえる。

よって、引用発明を、相違点2に係る本願発明の構成のようにすることは、甲2文献に記載された事項及び周知の事項に基づいて当業者が容易に想到し得たといえる。

第3 原告主張の審決取消事由

1 取消事由1（相違点1についての容易想到性の判断の誤り）

(1)ア 甲2文献には、「この発明の第1の局面によれば、光源部の発光色が所望の色に選択されてその色が連続的に発光される（以下「連続点灯モード」という。）。これにより、導光体も当該選択された色で発光することとなる。光の三原色を組み合わせれば光源部の発光色を任意に調整できる。実施例では、制御回路の負担を小

さくするため、各発光ダイオードを単体で発光させて得られる色（赤，緑，青），2つの発光ダイオードを同時に点灯したとき得られる色（黄，青緑，紫）及び3つの発光ダイオードを同時に点灯したとき得られる色（白）の合計7色から選択できるようにした。」（【0009】）との記載があるから，甲2文献には，複数の発光ダイオードによって白色を得るものが記載されている。そして，甲2文献には，「尚，本実施例では，光源部30にランプタイプの各色発光ダイオード30R，30G，30Bを用いたが，チップタイプの発光ダイオードでも良い。又，各色のチップが1つのパッケージに入れられた1つのランプでも良い。」との記載があるが，「発光体あるいはパッケージングされた発光ダイオードとして白色のものを加える」ことの記載はなく，また，その示唆もない。

したがって，仮に，引用発明に甲2文献に記載された事項を適用できたとしても，「前記発光部は，白色光を発する発光ダイオードを備え」る構成にはならず，依然として相違点1を有することになり，この構成を容易に想到することができたということとはできない。

イ 本願発明の「白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって，発光ダイオードである発光体を用いて，各発光体が複数の発光色に発光する」とは，各発光体を混色させて白色に発光させている場合（複数の発光体を用いて白色以外の色を発光させることも可能）と発光体が白色（単一の発光色）のみの発光である場合の双方を含む概念であるから，本願発明は，白色光を発する発光ダイオードと他の色の発光ダイオードとを同時に発光させて混色させる構成も含むところ，甲3-1文献の合図灯は，赤色発光LED，青色発光LED及び白色発光LEDが，それぞれ単独で点灯する構成であり，例えば，白色発光LEDと青色発光LEDが同時に点灯する構成ではないから，仮に，引用発明に甲3-1文献に記載された技術を適用したとしても，本願発明の上記構成にはならず，依然として相違点1を有することになり，この構成を容易に想到することができたということとはできない。

(2) また，以下の理由から，引用発明に甲2文献に記載された事項や周知の事

項を適用して本願発明の相違点1に係る構成に想到するのは容易ではない。

ア 引用発明及び甲2文献に記載された事項について

(ア) 甲2文献には、発光色の変化が乏しく面白みに欠けるという課題を解決するために、任意の色に発光することで会場の雰囲気盛り上げることが記載されているのに対し、引用発明は、面白みに欠けることを課題として発明されたものではないから、課題が異なる。

(イ) 引用発明は、オレンジ色単一色に発光するペンライトであり、引用発明の構成から多彩な発光色を発光させるペンライトを想起することは当業者にとって容易ではなく、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用する動機付けはない。

(ウ) 引用発明は、明るさを特徴としており、コンサート、ライブ、アウトドア等の幅広い分野で使用することができるが、それ以外にも、安全確保のために暗い場所で使用することや、案内灯として使用することなど様々な利用例が考えられるところ、その場合、その目的に合った明るさにすることは重要であるが、むやみに発光色を変化させることはせず、むしろ、発光色を変化させると、参加者等の視覚の混乱が生じ、安全性が劣ることになる。

(エ) 本件引用商品のパッケージ(甲11)には、「意図的に分解・改造したりしないでください。破損、故障の原因となります。」「本来の使用目的以外に使用しないでください。」と記載されているから、引用発明は、他の目的で使用されると、破損又は故障等が発生する恐れがある。したがって、上記商品パッケージには、他の発明との組み合わせを防止することが示唆されているといえる。

(オ) 白色を発光させるためには、甲2文献では、赤、緑及び青の3色の発光ダイオードを同時に発光させる必要があるが、本願発明では、1個の白色ダイオードのみを発光させればよく、そのため、本願発明は、白色を発光させる場合の消費電力が低いという優れた効果がある。この点、本願発明に係る商品である棒状ライトにおいては、小型かつ軽量であることが必須であるところ、甲2文献では、3個の発光ダイオードを使用して7色の光を発光することができるのに対し、本願発

明で7色の光を発光させる場合は4個の発光ダイオードが必要となるため、小型化の観点からは甲2文献の方が有利なように見えるが、発光ダイオードの大きさは数mm程度と小型であるから、4個の発光ダイオードと3個の発光ダイオードのサイズの差は僅かであり、この小型化による効果よりも、上記の省電力化の効果の方が大きい。

イ 周知の事項について

(ア) 甲3-1文献について

a 甲3-1文献に記載された事項は、鉄道の現場、土木建設の現場などで使用される合図灯に関するものであるのに対し、引用発明は、コンサート会場や夜間の遊園地において、会場の雰囲気盛り上げる道具としてのスティックライトに関する発明であるから、両者には技術分野の関連性はない。

b 甲3-1文献に記載された事項は、光源として一つの発光ダイオードを備える従来技術としての合図灯を前提としながら、合図灯全体の光度を向上させるために、赤色発光LED、青色発光LED、白色発光LEDを1組とし、4枚のプリント回路基板に実装することによって、課題を解決しようとしたのに対し、引用発明は、光源として一つの発光ダイオードしか用いられていない従来のスティックライトであるから、両者には課題の共通性がない。

c 甲3-1文献の合図灯に用いられている発光部は、「各々異なった色を発光する三つのLED 8a, 8b, 8cは、各々赤色発光LED、青色発光LED、白色発光LEDを備える」(【0010】)というものであるが、甲3-1文献には、「基板7a, 7b, 7c, 7d上に実装されていて、赤色発光LED 8aのみが点灯する時も、青色発光LED 8bのみが点灯する時も、白色発光LED 8cのみが点灯する時も、それらの複数が点灯する」(【0025】、図1、図3、図4)と記載されており、同記載からすると、甲3-1文献の発光部は、周囲の四方に配置されている基板に設けられている同一色の発光ダイオードが単独で点灯する構成であり、本願発明の構成(図8)とは、発明の構成が大きく異なる。また、甲3-1

文献は、「鉄道の現場，土木建設の現場，工場内等に於いて用いられる携帯用の合図灯」についてのものであり，本願発明のように，光を用いて演出効果を高めるように構成したものではないから，技術分野が全く異なる。

d 前記のとおり，本願発明は，白色光を発する発光ダイオードと他の色の発光ダイオードとを同時に発光させて混色させる構成も含むが，甲3-1文献では，同じ色を発光する複数の発光ダイオードが横並びで配置されることが示されており（【0022】，図3），異なる色を発光する発光ダイオードで混色する構成については全く記載されておらず，その構成が本願発明と全く異なる。

(イ) 甲3-2文献について

a 甲3-2文献に記載された事項は，警告用又は識別用の信号器に関するものであるのに対し，引用発明は，コンサート会場や夜間の遊園地において，会場の雰囲気盛り上げる道具としてのスティックライトに関する発明であるから，両者には技術分野の関連性がない。

b 甲3-2文献に記載された発光ダイオードは，ケースの外部に取り付けられている構成であるのに対し，引用発明は，発光部が胴体部の内部に位置する構成であるから，両者の構造は著しく異なる。

c 甲3-2文献に記載された事項は，用途に適切な明るさとして使用できず，電池を理想的な状態で使用して長い時間使用することができず，また，光源を点滅させることによって，警告用又は識別用として目立つように発光できないという課題を，発光ダイオードを点滅するデューティ比と周期のいずれかを調整することにより解決したものであるのに対し，引用発明は，一つの光源で，「驚異の輝き，明るさ約140ルーメン」を実現したものであるから，両者は課題が異なる。

d 甲3-2文献の携帯用ライトは，「規則正しく均等に並べられた，白，赤，緑色の発光ダイオード1を合計で37個備える」（【0021】）構成であり，ランプタイプの発光ダイオードが37個も並べられているから，本願発明とは構成が大きく異なる。また，甲3-2文献は，「警告用または識別用として使用されること

を想定した携帯用ライト」についてのものであり、本願発明のように、光を用いて演出効果を高めるように構成したものではないから、技術分野が全く異なる。

(ウ) 乙1～3に記載された各技術は、いずれも棒状ライトについての技術ではないから、本願発明とは技術分野が異なり、また、構成も異なる。

2 取消事由2（相違点2についての容易想到性の判断の誤り）

相違点2の構成が甲2文献に記載されていることは争わないが、本願発明の照度の制御手段は、「スイッチ部421の押す回数によって発光部201の照度を3段階に切り替え可能」(【0048】)であり、この照度の制御手段において、甲2文献は本願発明と大きく異なり、発明の作用が著しく異なるから、引用発明を、相違点2に係る本願発明の構成のようにすることは、甲2文献に記載された事項及び周知の事項に基づき当業者が容易に想到することはできないというべきである。

また、本願発明は、十分な照度を持つがために、コンサート等で用いた場合、光が持つ指向性によって前方での光線の照度が高く、棒状ライトの該前方の光線を正面から浴びた人が目を痛めるなどの危険があったという課題を、スイッチ部が押される回数に応じて各発光体の照度を切り替え可能とすることによって解決しようとしたものであるが、甲2文献は、光源として一つの発光ダイオードしか用いられていない従前のスティックライトを前提としながら、発光色の変化に乏しく面白みに欠けるという課題を、光の三原色を構成する各色を発光する発光ダイオードを備え、当該発光ダイオードを個別に制御し、光源部を任意の色に発光させることによって解決しようとしたものであり、同課題からは、スイッチ部が押される回数に応じて各発光体の照度を切り替え可能とする動機付けは生じず、したがって、相違点2の構成について、引用発明に甲2文献を適用する動機付けはない。

その他、前記1(2)の理由から、引用発明に甲2文献に記載された事項及び周知の事項を適用して、相違点2に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到することができたということはない。

第4 被告の主張

1 取消事由1について

(1) 審決の判断は、以下のとおりであり、同判断に誤りはない。

ア 引用発明の「発光部」からの発光は、「オレンジ色のフィルム」によって、「胴体部」のほぼ全体にわたってオレンジ色にされるものであるが、甲2文献に記載された事項のスティックライトは、「コンサート会場や夜間の遊園地において、会場の雰囲気盛り上げる道具」(【0002】)であって、「発光色変化」ができるような「種々の発光態様を持つ新規な構成のスティックライトを提供する」(【0003】)ものである。

引用発明は、「コンサート、ライブ、アウトドアで使用するもの」(甲11)であるが、コンサートやライブでは、できるだけ演出効果を高めようとするのが当然に求められている。

したがって、引用発明と甲2文献に接した当業者であれば、引用発明において、コンサート、ライブにおける演出効果をできるだけ高めるために、甲2文献に記載された事項を適用することが動機付けられているといえる。

イ 引用発明の「発光部」からの発光はオレンジ色にされるものであるところ、甲2文献の「光源部30」は、「赤色発光ダイオード30R、緑色発光ダイオード30G及び青色発光ダイオード30Bの三つの発光ダイオード」を備えており、その発光態様は「赤→黄→緑→青緑→青→紫→白(以下この繰り返し)の順で色に変化する」(【0012】)ものであるから、当該「光源部30」は、本願発明の「発光ダイオードである発光体を用いて、複数の発光色に発光することを可能とし」たものである。

上記「光源部30」は、「発光色」を「赤色発光ダイオード30R、緑色発光ダイオード30G及び青色発光ダイオード30Bの3つの発光ダイオード」からの各発光の混色により実現しているから、「光源部30」は、本願発明の「白色光を発する発光ダイオード」を備えていないが、「白色光を発する発光ダイオード」が存在する以上、「白色光」を「白色光を発する発光ダイオード」で得ること自体は、明白な技

術常識であるし、また、「白色光」と「非白色光」とを得るために、「白色光を発するダイオード」と「非白色光を発する発光ダイオード」とを組み合わせた構成とすることも、本件原出願日前における周知の事項である。周知例としては、甲3-1文献の【0010】、【0024】及び【0025】、甲3-2文献の【0021】、特開2008-59873号公報(乙2。以下「乙2文献」という。)の【0025】、【0095】及び【0101】並びに米国特許第6357893号明細書(乙3。以下「乙3文献」という。)の1欄3行～14行、2欄46行～3欄2行、11欄18行～46行及び図3Dが挙げられる。

ウ したがって、当業者であれば、前記アの動機付けに従い、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用するとともに、前記周知の事項を踏まえて、白色光を発する発光ダイオードを更に加えて白色光を得るようにすることは適宜なし得ることである。

(2)ア 原告は、甲3-1文献及び甲3-2文献に記載された事項の構成は、本願発明の構成と大きく異なるから、本願発明の審理においては、甲3-1文献及び甲3-2文献に記載された事項を周知の事項として採用することはできない旨主張する。

しかし、審決は、甲3-1文献及び甲3-2文献を、「白色光」と「非白色光」とを得るために、「白色光を発する発光ダイオード」と「非白色光を発する発光ダイオード」とを組み合わせた構成とすることが周知の事項であることを認定するために例示したものである。そして、当該周知の事項は、発光ダイオードの数や発光の具体的態様とは独立して把握できるものである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

イ 原告は、引用発明と甲3-1文献記載の技術及び甲3-2文献記載の技術には課題の共通性、技術分野の関連性がないなどとして、甲3-1文献及び甲3-2文献に記載された技術を引用発明に組み合わせる動機付けがない旨主張する。

しかし、審決が甲3-1文献及び甲3-2文献記載の技術を周知の事項として例

示した趣旨は前記アのとおりである。そして、「白色光」と「非白色光」とを得るために、「白色光を発する発光ダイオード」と「非白色光を発する発光ダイオード」とを組み合わせた構成とするという周知の事項は、広く照明に関する技術分野において妥当するものといえるから、これを引用発明及び甲 2 文献に記載された事項に適用することは、当業者であれば、適宜なし得るものである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

ウ なお、原告は、甲 3-1 文献には、赤色発光 LED のみ、青色発光 LED のみ、白色発光 LED のみが発光する構成が記載されており、例えば、白色発光 LED と青色発光 LED を同時に点灯させる構成は記載されていない旨主張するが、本願発明の「白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって、発光ダイオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とする発光部」の構成は、白色光を発する発光ダイオードと非白色光を発する発光ダイオードを有していればよく、上記の「複数の発光色」のいずれかに白色光を発する発光ダイオードからの光が混ざっていることが必須となるものではないから、原告の上記主張は失当である。

2 取消事由 2 について

甲 2 文献の「色切換えスイッチ 1 1」に係る構成は相違点 2 に係る本願発明の構成に相当するのであり、この点について原告も認めている。

そして、前記 1 (1) のとおり、演出効果をできるだけ高めようとする観点から、引用発明に甲 2 文献に記載された事項を適用する動機付けは十分にあるといえるところ、甲 2 文献の「色切換えスイッチ 1 1」に係る構成も、その観点到資するものであることは明らかである。

したがって、引用発明の発光部に、甲 2 文献の光源部 3 0 に関する事項及び周知の白色発光ダイオードを加えたとの事項を適用した際に、併せてそれらの制御に関する事項である甲 2 文献の色切換えスイッチ 1 1 による各発光ダイオードの点灯制御に関する事項を適用し、相違点 2 に係る本願発明の構成とすることは、当業者が

容易に想到することができることといえる。

よって、審決の相違点2の判断に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

1 本願発明

本願発明の明細書及び図面（以下「本件明細書」という。）には、以下の記載がある（甲4の1）。

【技術分野】【0001】本発明は、棒状ライトに関するものである。

【背景技術】【0002】イベント・祝祭行事などにおいて、ペンライトや、照明など光を用いて演出効果を高めるものや、光によって興味を引き立てるライトが多く流通している。

【0003】とりわけ、棒状ライトは、コンサート等の夜間に行われるイベントにおいては、点灯した状態で振りかざし、会場を盛り上げるために多く用いられている。

【0004】そのため、棒状ライトは、手で振りかざせる程度の小型軽量であり、かつ、十分な照度及びそれを維持できるだけの電力を備える必要がある。

【0005】近年の棒状ライトに関する技術が特許文献1及び特許文献2に開示されている。

【0006】特許文献1には、光の三原色を構成する各色を発光する発光ダイオードが備えられ、その各発光ダイオードが個別に制御されることにより、光源部を任意の色に発光させることが可能な棒状ライトに関する技術が開示されている。

【0007】特許文献2には、発光具のスイッチの一極として、発光素子を指示した電気基板を利用することで軽量化及び小型化が可能な棒状ライトに関する技術が開示されている。

【先行技術文献】【特許文献】【0008】【特許文献1】特開2000-90702号公報

【特許文献2】特開平9-282902号公報

【発明が解決しようとする課題】【0009】しかしながら、特許文献1及び2に記載の棒状ライトは、十分な照度を持つがために、コンサート等で用いた場合、光が持つ指向性によって前方への光線の照度が高く、棒状ライトの該前方への光線を正面から浴びた人が目を痛めるなどの危険があった。

【0010】そこで、本発明は、上記事情に鑑み、前方への光線の照度を抑える、安全な棒状ライトを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】【0011】本発明に係る棒状ライトは、筒状の胴体部と、胴体部の内部に設けられ、発光する発光部と、胴体部の前端に設けられ、発光部が発する光を遮蔽するヘッド部と、胴体部と連結し、手をつかむための保持部と、保持部の内部に設けられ、発光部に動力を供給する電源部とを備えるものである。

【0015】「発光部」は、電源部からの動力供給を受け発光するものをいう。具体的には発光ダイオード等が挙げられる。発光体は各発光体が、単一の発光色に発光するものとしてもよいし、各発光体が複数の発光色に発光するものとしてもよい。

【発明の効果】【0022】本発明に係る、棒状ライトは、筒状の胴体部と、胴体部の内部に設けられ、発光する発光部と、胴体部の前端に設けられ、発光部が発する光を遮蔽するヘッド部と、胴体部と連結し、手をつかむための保持部と、保持部の内部に設けられ、発光部に動力を供給する電源部とを備える際には、発光部が発光する光をヘッド部が遮蔽することにより、前方への光線の照度を抑えることが可能になる。

【発明を実施するための形態】【0029】[第1の実施形態]・・・

【0033】・・・発光体は各発光体が、単一の発光色に発光するものとしてもよいし、各発光体が複数の発光色に発光するものとしてもよい。

【0045】保持部401は、更に、発光部201の発光条件を制御する制御部601を備える構成としてもよい。

【0046】制御部601は、制御回路を有したものをいい、具体的にはCPU

やICチップ等の基板回路が挙げられる。制御部601では発光部201の発光条件として、例えば発光部201の照度、点滅速度、点滅色等を制御する。

【0047】保持部401は、更に、制御部601に対して、発光条件の切り替え指示を与えるスイッチ部421を有する構成としてもよい。

【0048】第1の実施形態では、スイッチ部421を押す回数によって、発光部201の照度を3段階に切り替え可能である。

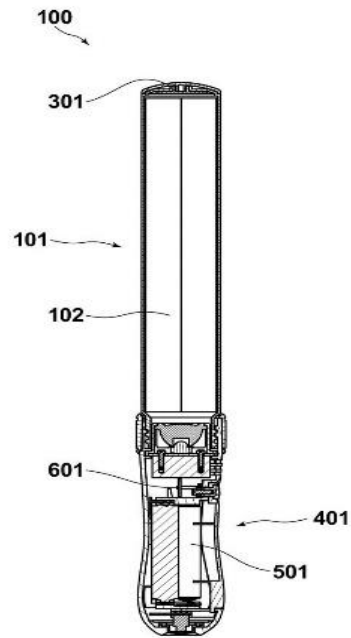
【0058】[第2の実施形態]・・・

【0061】また、ヘッド部301は、第2の実施形態においては星型の切り込み部302を有している。図9の(a)は、発光部201が消灯している状態のヘッド部301を表したものである。(b1)、(b2)、(b3)及び(b4)は、暗闇の中で発光部201が点灯した場合のヘッド部301の状態を表している。

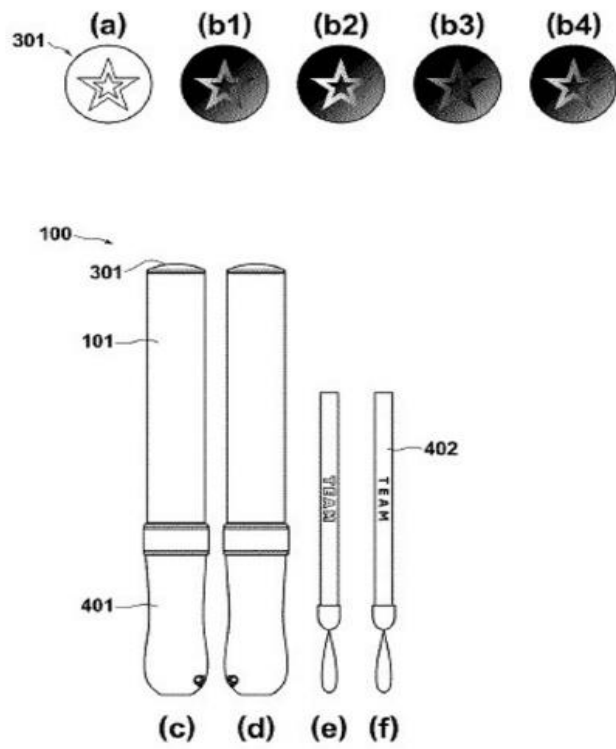
【0062】第2の実施形態において、発光部201として、3色発光ダイオードを用いており、複数の色に発光可能である。3色発光ダイオードとは、光の三原色である赤色・緑色・青色の発光ダイオードのチップを有することで、発光色を自由に変更可能な発光ダイオードのことをいう。

【0063】これによって、第2の実施形態においては、棒状ライト100は、(b1)、(b2)、(b3)及び(b4)の4種類の発光パターンを有する。

【図2】



【図9】



2 取消事由1（相違点1についての容易想到性の判断の誤り）について

(1) 引用発明

本件原出願日前に日本国内において本件引用商品が販売されていたこと、本件引用商品では、前記第2の3(1)の引用発明が実施されていたことは当事者間に争いがない。

また、本件引用商品の商品パッケージには、「光の最終兵器!!」、「驚異の輝き! 明るさ約140ルーメン」、「光量切替え機構により明るさ4段階!」、「コンサート、ライブ、アウトドアで大活躍!」との記載がある(甲11)。

(2) 本件発明と引用発明との対比

本件発明と引用発明との相違点として、前記第2の3(2)の相違点1があることは当事者間に争いがない。

(3) 相違点1の容易想到性

ア 甲2文献には、次のとおりの記載がある(甲2)。

【特許請求の範囲】【請求項1】赤色発光ダイオード、緑色発光ダイオード及び青色発光ダイオードを備えてなる光源部と、該光源部の光がその一部から導入されてその表面より放出される導光体と、前記光源部の各発光ダイオードを個別に制御する制御手段と、を備えてなるスティックライト。

【0001】【発明の属する技術分野】この発明はスティックライトに関する。

【0002】【従来の技術】コンサート会場や夜間の遊園地において、会場の雰囲気盛り上げる道具としてスティックライト（ペンライト若しくはチアライトともいう）がある。観客は声援を送りながらこのスティックライトを振りかざす。・・・

【0003】【発明が解決しようとする課題】かかる従来のスティックライトでは、光源として1つの発光ダイオードしか用いられていない。従って、発光色変化が乏しく、いわゆる面白みに欠ける。そこでこの発明は、種々の発光態様を持つ新規な構成のスティックライトを提供することを目的とする。

【0004】【課題を解決するための手段】この発明は、上記目的を達成するもの

であり、その構成は次の通りである。赤色発光ダイオード、緑色発光ダイオード及び青色発光ダイオードを備えてなる光源部と、該光源部の光がその一部から導入されてその表面より放出される導光体と、前記光源部の各発光ダイオードを個別に制御する制御手段と、を備えてなるスティックライト。

【0005】このように構成されたこの発明のスティックライトによれば、光の三原色を構成する各色を発光する発光ダイオードが備えられ、その各発光ダイオードが個別に制御されるので、光源部を任意の色に発光させることができる。・・・

【0006】・・・また、光の三原色以外の色を発光する発光ダイオードの2種類以上を採用することもできる。・・・

【0009】・・・光の三原色を組み合わせれば光源部の発光色を任意に調整できる。実施例では、制御回路の負担を小さくするため、各発光ダイオードを単体で発光させて得られる色（赤、緑、青）、2つの発光ダイオードを同時に点灯したとき得られる色（黄、青緑、紫）及び3つの発光ダイオードを同時に点灯したときに得られる色（白）の合計7色から選択できるようにした。

【0012】・・・そこで、実施例では、上記7色（赤、黄、緑、青緑、青、紫、白）を予め定められた順序で関係付けておき、スイッチを操作したときこの順序で7色の色の内の1色が選択されるようにする。具体的には、スイッチを1度押すたびに、赤→黄→緑→青緑→青→紫→白（以下この繰り返し）の順で色が変化する。・・・

【0013】【実施例】以下、この発明の実施例について説明する。・・・把持部10は円筒形状であって、その正面の中央部分において切り欠かれている。その切り欠き部分に色切換えスイッチ（第1のスイッチ）11とモード切換えスイッチ（第2のスイッチ）13が備えられている。

【0014】・・・光源部30には赤色発光ダイオード30R、緑色発光ダイオード30G及び青色発光ダイオード30Bの3つの発光ダイオードが備えられている。これらの発光ダイオードは図4に示す制御装置41によって制御される。・・・尚、本実施例では、光源部30にランプタイプの各色発光ダイオード30R、30G、

30Bを用いたが、チップタイプの発光ダイオードでも良い。又、各色のチップが1つのパッケージに入れられた1つのランプでも良い。

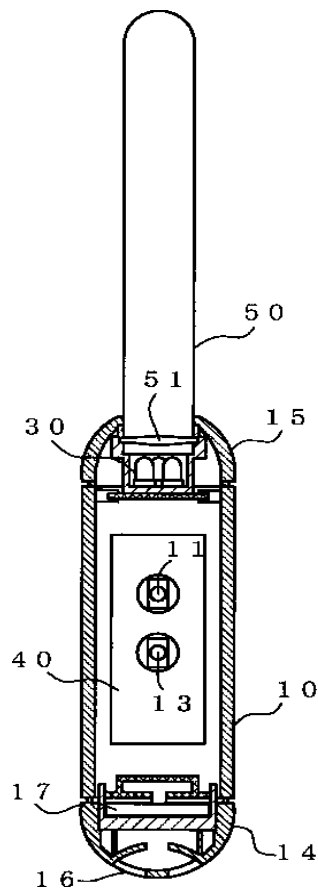
【0015】棒状発光体50（導光体）は中実の円柱形状であり、その先端部は球面となっている。一方、基端部は上側のキャップ15に挿入され、光源部30に対向している。・・・光源部30から放出された光は基端部より棒状発光体50内に導入される。導入された光は棒状発光体50内のシリカ微粉末により乱反射され、棒状発光体50の表面全体からほぼ均一な明るさで放出される。これにより、棒状発光体50の全体が光源部30の色に発光することとなる。

【0016】制御装置41はCPU42とメモリ44を備えている。メモリ44内に保存されている制御プログラムに基づいてCPU42は以下に説明する各種の制御を実行する。メモリ44内には、光源部30を全体として赤、黄、緑、青緑、青、紫、白のいずれかの色に発光させるために必要な各発光ダイオードのオン／オフの状態に関するデータが保存されている。また、制御装置41の図示しない第1のカウンタは7つの値をとり、当該7つの値は上記7つの色に対応している。この第1のカウンタは第7の値の次に第1の値をとる。色切換えスイッチ11が押圧されると、第1のカウンタの値が1つ加算され、そのカウンタの値に対応するデータがメモリ44から呼び出される。このデータに基づいてCPU42はドライバ45R、45G、45Bを制御する。例えば、スイッチ11により選択された色が赤であり、光源部30を赤に発光させるためのデータがメモリ44から読み出されたとき、CPU42は赤色発光ダイオード30Rのみが点灯するように各ドライバ45R、45G、45Bを制御する。また、スイッチ11により選択された色が黄であり、光源部30を黄に発光させるためのデータがメモリ44から読み出されたとき、CPU42は赤色発光ダイオード30R及び緑色発光ダイオード30Gが点灯し、青色発光ダイオード30Bが点灯しないように各ドライバ45R、45G、45Bを制御する。

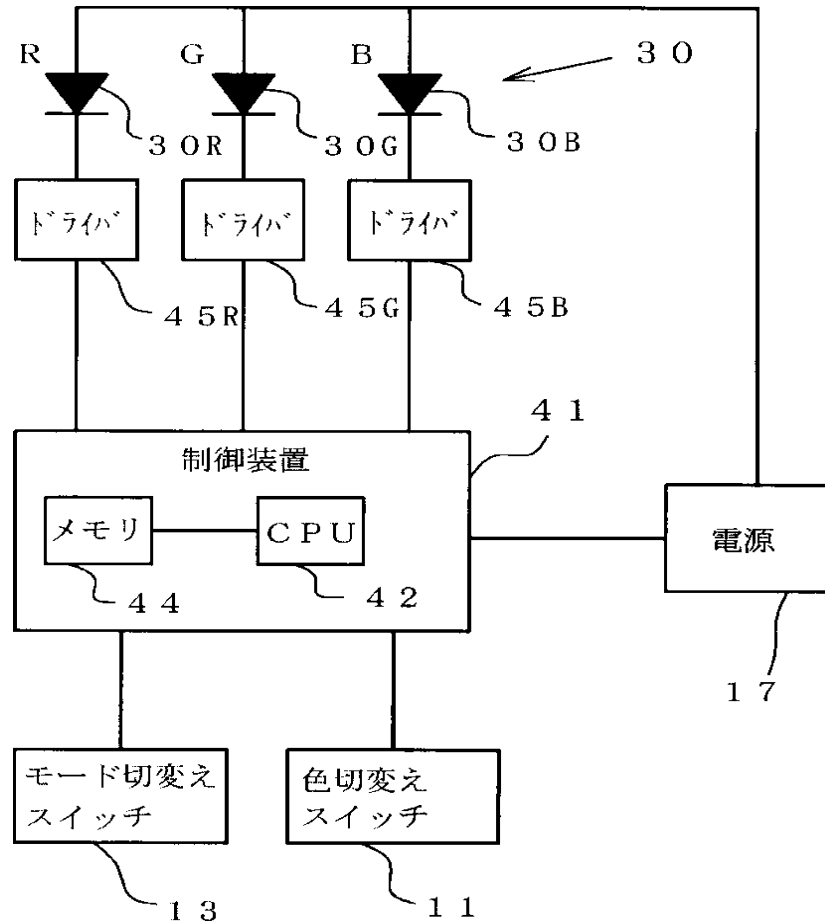
【0022】各発光ダイオードの発光強度及びその点滅のタイミングは任意に調

節できるものである。従って、実施例のスティックライトはそのメモリ 4 4 内の制御プログラムを変更することにより、上記説明以外の発光態様を奏することができることは言うまでもない。

【図 3】



【図4】



イ 甲3-1文献，甲3-2文献，乙2文献及び乙3文献について

(ア) 甲3-1文献には，次のとおりの記載がある。

【0001】【考案の属する技術分野】本考案は合図灯に係わり，更に詳しくは鉄道の現場，土木建設の現場，工場内等に於いて用いられる携帯用の合図灯の改良に関する。

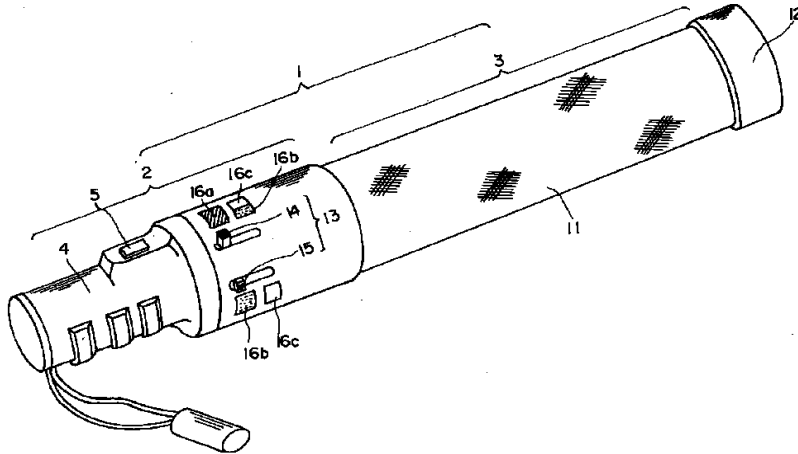
【0009】・・・本考案は，本体部2と発光部3より成り，上記本体部2は握部4と電源スイッチ5が設けられ，上記電源スイッチ5の切換により，本体部2内の電源6からの発光部3内光源への給電が発停せしめられる合図灯に於いて，上記発

光部 3 は、プリント回路基板 7 a, 7 b, 7 c, 7 d…と、このプリント回路基板 7 a, 7 b, 7 c, 7 d…に実装されていて、各々異なった色光を発する 3 つの LED 8 a, 8 b, 8 c を 1 グループ 9 とし、その複数のグループより成る光源 1 0 と、上記光源 1 0 を囲むようにして取り付けられている光透過性材料より成る筒体 1 1 より成り、上記本体部 2 には、上記発光部 3 の 3 つの LED 8 a, 8 b, 8 c を選択的に発光させる為の選択スイッチ 1 3 が設けられていることを特徴とする合図灯である。

【0010】又、本考案は、上記各々異なった色を発光する 3 つの LED 8 a, 8 b, 8 c は、各々赤色発光 LED, 青色発光 LED, 白色発光 LED であり・・・上記従選択スイッチ 1 5 の選択により青色発光 LED 8 b の発光を選択した時は、主選択スイッチ 1 4 の切換により赤色発光 LED 8 a か、又は青色発光 LED 8 b が点灯し、上記従選択スイッチ 1 5 の選択により、白色発光 LED 8 c の発光を選択した時は、主選択スイッチ 1 4 の切換により赤色発光 LED 8 a か、又は白色発光 LED 8 c が点灯することを特徴とする合図灯でもある。

【0024】上記の主、従の選択スイッチ 1 4, 1 5 の切換使用のパターン、即ち現場での合図の仕方は種々様々なものであり、・・・主切換スイッチ 1 4 を赤色発光 LED の識別表示 1 6 a 側に切換える。すると・・・赤色発光 LED 8 a の群が点灯し、・・・赤色が放射され、合図を受ける側に赤色を知らしめる。・・・従切換スイッチ 1 5 を青色発光 LED の識別表示 1 6 b 側に切換えると共に、主切換スイッチ 1 4 を青色及び白色発光 LED の識別表示 1 6 b, 1 6 c 側に切換える。すると青色発光 LED 8 b の群が点灯し、同じように青色が放射される。加えて従切換スイッチ 1 5 が白色発光 LED の識別表示 1 6 c 側に切換えられていると、上記主切換スイッチ 1 4 を青色及び白色発光 LED の識別表示 1 6 b, 1 6 c 側に切換えた時、白色発光 LED 8 c の群が点灯し、同じように白色が放射される。

【図1】



(イ) 甲3-2文献には、次のとおりの記載がある。

【0001】【発明の属する技術分野】本発明は、明るさを調整できる携帯用のライトに関する。

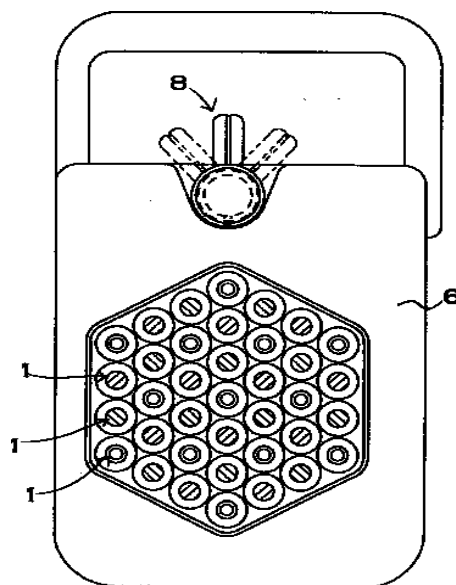
【0014】本発明の請求項4の携帯用のライトは、発光ダイオード1が、白、赤、緑色の発光ダイオード1と、・・・とを備える。

【0015】本発明の請求項6の携帯用のライトは、発光色が白色である複数の発光ダイオード1と、・・・とを備える。

【0021】発光ダイオード1は、ケース6の正面に並べられて固定され、各々の発光ダイオード1は、光ビームを同じ方向に照射するように固定される。図の携帯用のライトは、規則正しく均等に並べられた、白、赤、緑色の発光ダイオード1を合計で37個備える。この携帯用のライトは、全ての発光ダイオード1を点灯して、最も明るく発光できる。また、白、赤、緑色の発光ダイオード1を単独で発光させると白、赤、緑色のいずれかの発光色で点灯できる。さらにまた、赤と緑色の発光ダイオードを同時に点灯して黄色に発光でき、白と赤色の発光ダイオードを点灯して淡い赤、白と緑色の発光ダイオードを点灯して淡い緑、さらに、白と赤と緑色の発光ダイオードを点灯して淡い黄色に点灯できる。さらにまた、図示しないが、

発光ダイオードは、赤、青、緑色の発光ダイオードの3色の組合せとして、白色からより多色の発光色に点灯できる。さらに、赤、青、緑色等の発光ダイオードに加えて白色の発光ダイオードも一緒に設けることができ、また、赤、青、緑、白色のいずれかの2色の発光ダイオードとすることもできる。

【図1】



(ウ) 乙2文献には、次のとおりの記載がある。

【技術分野】【0001】この発明は、イルミネーション構造、該イルミネーション構造で用いられる光学部材及び電子機器に係り、着信時や通話時等にエンブレム等を発光表示させる例えば携帯電話機で用いられるイルミネーション構造、該イルミネーション構造で用いられる光学部材及び携帯電話機等の電子機器に関する。

【0025】・・・発光部8は、共にプリント配線基板24上に搭載され、3原色でそれぞれ発光する赤色LED、緑色LED、青色LEDの点滅により、多様な点灯色で発光する。

【0095】・・・また、赤色、緑色、青色に限らず、発光色が橙色、黄色、黄緑

複数の光源は赤，緑，青の光の波長を放出する光源からなっても良い。複数の光源を用いた光は，加法混色システムにおける赤，緑，青の波長として使用される。・・・複数の光源は，琥珀色や黄色のLEDのような，付加的な波長のLEDを含んでも良い。日本の日亜化学社製のような広域スペクトルの可視白色発光ダイオードが含まれても良い。広域スペクトルの白色光源は，全体の白色光の出力を補助したり，色光源のバリエーションに混ぜられて従来の加法的，赤，緑，青の混色システムでは達成できないパステルカラーのバリエーションを生み出したりするために，複数の光源に付加されても良い。

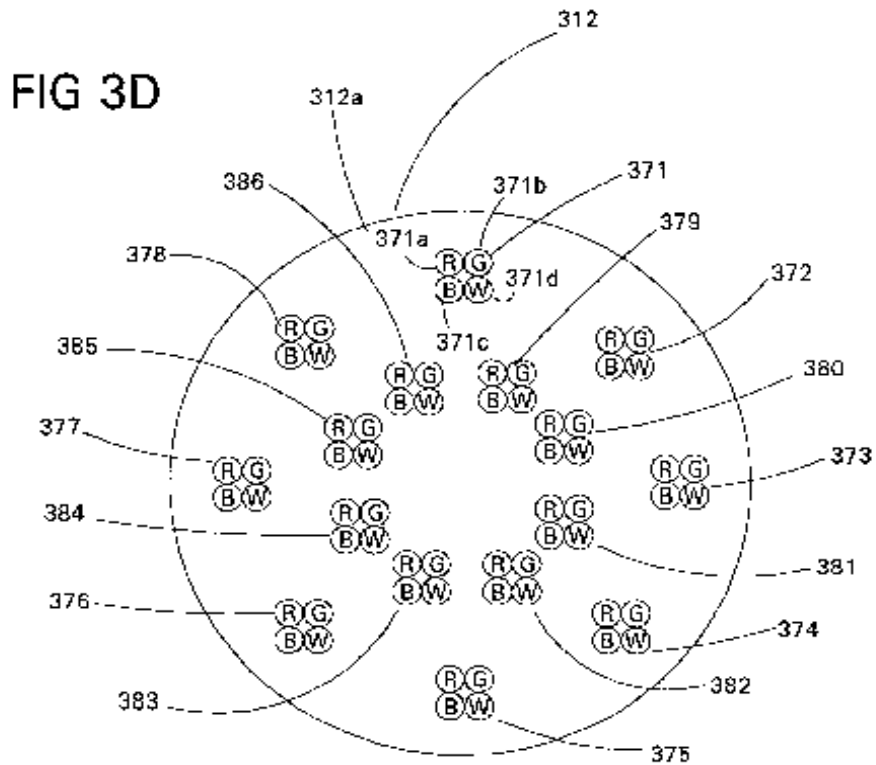
c 11欄19行～24行

基板312には，固定的な方法で，例えば16グループのLEDである，LEDグループ371から386までがマウントされている。各LEDグループは4個のLEDを含む。例えば，LEDグループ371は，赤LED371a，緑LED371b，青LED371c，そして白の連続スペクトルLED371dを含んでいる。

d 11欄36行～41行

図3DにおけるLED371dのような白色光源は，赤，緑，青の光源と共に使用され，白色光強度の全体量を増加し，より多くのパステルカラーの色合いを作り出すことを補助する。白色光を赤光源から放出される上記の赤に加えることは，赤色を希薄にする。

【FIG 3D】



ウ 検討

(ア) a (a) 前記第 2 の 3 (1) の引用発明の構成及び前記 (1) の本件引用商品のパッケージの記載からすると、本件引用商品は、コンサート等で利用される携帯用の棒状ライトであることが認められ、また、前記アの甲 2 文献の記載からすると、甲 2 文献には、発光ダイオードを光源としたスティックライト、すなわち携帯用の棒状ライトが記載されており、同棒状ライトは、主に、コンサート等において利用することを想定されているものと認められるから、引用発明及び甲 2 文献に記載された事項は、いずれも、コンサート等において利用される携帯用の棒状ライトに関するものであり、その技術分野が同一である。

(b) また、前記アのとおり、甲 2 文献には、「コンサート会場や夜間

の遊園地において、会場の雰囲気盛り上げる道具としてスティックライト（ペンライト若しくはチアライトともいう）がある。観客は声援を送りながらこのスティックライトを振りかざす。」「かかる従来のスティックライトでは、光源として1つの発光ダイオードしか用いられていない。従って、発光色変化が乏しく、いわゆる面白みに欠ける。そこでこの発明は、種々の発光態様を持つ新規な構成のスティックライトを提供することを目的とする。」との記載があるところ、同記載からすると、甲2文献には、従前の棒状ライトが、光源が一つであったために、面白みに欠け、そのため、コンサート会場等の雰囲気盛り上げる機能が不十分であったということ課題とし、棒状ライトの発光色を複数の任意の色として同課題を解決したことが記載されている。

他方、前記(a)のとおり、引用発明は、コンサート等で利用される携帯用の棒状ライトであるから、引用発明には、コンサート等において会場の雰囲気盛り上げるという、甲2文献に記載された事項の有する上記課題を有するものといえることができる。

(c) そうすると、本願発明の進歩性の判断において、引用発明を主引例とし、本願発明と引用発明の相違点について、甲2文献に記載された事項を適用することの動機付けは、十分認められるというべきである。

b また、前記イで認定した事実からすると、白色光を発光する発光ダイオードが存在すること、同発光ダイオードを携帯可能な照明機器等の発光源として、非白色を発光する発光ダイオードと一緒に利用することは、本件原出願日において、照明機器やイルミネーションの分野における周知技術であり、各種の機器において用いることが知られていたものと認められる。

c そして、相違点1は、本願発明が、「前記発光部は、白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって、発光ダイオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とし」たものであるのに対して、引用発明は、発光部がそのように特定されていない点であるが、前記アで認定した事実

からすると、甲2文献には、発光部として、複数の発光色に発光する発光ダイオードを備えていることが記載されており、また、前記bのとおり、携帯可能な照明機器等の発光源として白色発光ダイオードを非白色の発光ダイオードと一緒に利用することは周知技術であり、各種の機器において用いることが知られていたのであるから、引用発明に甲2文献に記載された事項及び上記周知技術を適用して、相違点1に係る本願発明の構成を備える引用発明とすることは容易に想到することができるというべきである。

(イ) 原告の主張について

a 原告は、甲2文献に記載された事項は、発光色変化が乏しく面白みに欠けることを課題としているのに対し、引用発明は、上記の点を課題として発明されたものではないから、両発明は課題が異なる、引用発明は、単一色に発光する構成であるから、同構成から多彩な発光色を発光させる構成は容易想到ではないなどと主張する。

しかし、発光色が乏しく面白みに欠けるという課題は、会場の雰囲気盛り上げるための課題であるところ、引用発明が、コンサート等の雰囲気盛り上げるという課題を有していることは前記(ア)のとおりである。引用発明に甲2文献に記載された事項を適用する動機付けが認められることは前記(ア)のとおりであって、引用発明が単一色に発光する構成であるからといって、そのことが左右されるものではない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

b 原告は、本件引用商品は、コンサート等での使用以外にも、安全確保のための使用、案内灯としての使用等も考えられ、その場合、発光色を変化させると、参加者等の視覚を混乱させ、安全性が劣ることになる旨主張する。

しかし、前記(ア)aのとおり、本件引用商品は、コンサート等の会場において、雰囲気盛り上げるために使用されるものと認められ、仮に、案内灯などの用途に用いられることがあるとしても、それは主要な用途における使用とはいえないから、

引用発明に発光色を変化させる構成を付加することが阻害されることはないというべきである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

c 原告は、本件引用商品パッケージの「意図的に分解・改造したりしないでください。破損、故障の原因となります。」「本来の使用目的以外に使用しないでください。」との記載は、引用発明と他の発明との組み合わせを防止することを示唆している旨主張するが、上記記載は、本件引用商品を物理的に改造するなどしないよう、また、棒状ライトとしての用途以外に使用しないよう注意したものであり、本件引用商品に係る発明である引用発明を改良するなどしないよう注意したものでないことは明らかであるから、原告の上記主張は理由がない。

d 原告は、白色を発光させるためには、甲2文献では、赤色、緑色及び青色の3色の発光ダイオードを同時に発光させる必要があるが、本願発明では、1個の白色ダイオードのみを発光させればよいから、本願発明は、白色を発光させる場合の消費電力が低いという優れた効果がある旨主張する。

しかし、引用発明に照明機器等の発光源として白色発光ダイオードを利用するという周知技術を適用すれば、原告の主張する上記効果は当然に得られるから、本願発明が顕著な効果を奏しているということはできず、原告の上記主張は理由がない。

e 原告は、甲3-1文献及び甲3-2文献に記載された各技術は、引用発明とは、技術分野の関連性、課題の共通性がなく、構成も異なり、また、本願発明とも構成が大きく異なり、技術分野も異なる、乙2文献及び乙3文献に記載された各技術は、本願発明とは技術分野が異なり、構成も異なる旨主張する。

しかし、前記(ア)のとおり、甲3-1文献、甲3-2文献、乙2文献及び乙3文献から、照明機器等の発光源として白色の発光ダイオードを利用することは周知技術であると認められるのであって、このことは、原告が指摘する上記の点を考慮しても変わりはない。

したがって、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用した構成について、上

記周知技術を踏まえて、白色の発光ダイオードを備える構成とすることは容易に想到できるというべきであり、原告の上記主張によっても、この判断は左右されない。

f 原告は、甲3-1文献には、異なる色の発光ダイオードが混色する構成については記載されていない旨主張する。

しかし、甲3-1文献等から、照明機器の発光源として白色の発光ダイオードを利用することは周知技術であることが認められること、引用発明に、甲2文献に記載された事項及び上記周知技術を適用することにより相違点1に係る本願発明の構成を採用できることは前記(ア)のとおりであり、甲3-1文献に異なる色の発光ダイオードが混色する構成が記載されていないことは、上記判断を左右するものではない。

なお、本件明細書によると、本願発明の「白色光を発する発光ダイオードを備えるものであって、発光ダイオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とし」との構成は、①白色光を発する発光ダイオードを備えること、②発光ダイオードである発光体を用いて、各発光体が複数の発光色に発光することを可能とするものの2点を規定するのみであることは明らかである。したがって、上記構成は、白色の発光ダイオードを含む複数の色の発光ダイオードを備えていれば足り、これらの発光ダイオードが単独で発光するか、他と混色する態様で発光するかは問題とせず、いずれの場合も、上記構成に含まれると解される。

(4) 以上より、取消事由1には、理由がない。

3 取消事由2（相違点2についての容易想到性の判断の誤り）について

(1) 引用発明の内容等は、前記2(1)のとおりである。

なお、本件引用商品のパッケージには、前記2(1)の記載の他に、「③光量調節・・・スイッチを押すたびに4段階光量を調節できます。」との記載がある（甲11）。

(2) 本件発明と引用発明との対比

本件発明と引用発明との相違点として、前記第2の3(2)の相違点2があることは、当事者間に争いが無い。

(3) 相違点2の容易想到性

ア 相違点2の構成が甲2文献に記載されていることは、当事者間に争いがない。

イ 前記2のとおり、引用発明と甲2文献に記載された事項とは、いずれも携帯用の棒状ライトに関し、また、引用発明は、コンサート等の雰囲気盛り上げるといふ、甲2文献に記載された課題を有している。

そして、前記(1)のとおり、本件引用商品のパッケージには、「光量切替え機構により明るさ4段階!」、「③光量調節・・・スイッチを押すたびに4段階光量を調節できます。」との記載があることからすると、引用発明には、発光体の照度を切り替えることが示唆されているといえる。

したがって、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用して、相違点2に係る本願発明の構成を備える引用発明とすることは容易に想到することができるというべきである。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、本願発明と甲2文献に記載された事項とでは、照度の制御手段が異なり、作用が著しく異なるから、引用発明を、相違点2に係る本願発明の構成とすることは容易に想到することはできない旨主張するが、相違点2に係る構成が甲2文献に存在することは争いがないのであるから、上記構成のうちの具体的な構成の相違及びこれに伴う作用の相違をもって、上記の容易想到性が否定されることにはならず、原告の上記主張は理由がない。

(イ) 原告は、本願発明の課題は、前方への光線の照度を抑え、安全な棒状ライトを提供するというものであるところ、甲2文献とは課題が異なるから引用発明に甲2文献を適用する動機付けはないと主張するが、前記1のとおり、本件明細書には、上記課題を解決するための手段として、「本発明に係る棒状ライトは、筒状の胴体部と、胴体部の内部に設けられ、発光する発光部と、胴体部の前端に設けられ、発光部が発する光を遮蔽するヘッド部と、胴体部と連結し、手をつかむための

保持部と、保持部の内部に設けられ、発光部に動力を供給する電源部とを備えるもの」(【0011】)とすることで、「発光部が発光する光をヘッド部が遮蔽することにより、前方への光線の照度を抑えることが可能になる。」(【0022】)と記載されており、同記載からすると、本願発明は、上記課題を解決する手段としては、主として「発光部が発光する光を遮蔽するヘッド部」を備えることを想定していると解される所、本願発明の特許請求の範囲における「ヘッド部」は、発光部が発する光を遮蔽することを要件としていないのであるから、本願発明の課題についての原告の上記主張を採用することはできない。そして、相違点2に係る構成について、引用発明に甲2文献に記載された事項を適用することを容易に想到することができることは前記イのとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(ウ) その他の引用発明及び甲2文献に記載された事項についての原告の主張(前記第3の1(2)ア)に対する判断は、前記2(3)ウ(イ)のとおりである。

(4) 以上より、取消事由2には理由がない。

第6 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

森 義 之

裁判官

佐 野 信

裁判官

熊 谷 大 輔